

## 支出証明書類合計表の書式根拠規定の新設

2016年12月21日

2016年2月12日の法人税法施行令改正の時、直前事業年度の収入金額が20億ウォン以上の法人は支出証明書類合計表を作成して保管することとする規定が新設されました。同改正施行令の内容及び支出証明書類合計表の様式をお送りいたしますので、ご参考いただきたく存じます。

### 1. 趣旨

経費支出の透明性や取引相手方である事業者の課税標準を明るみに出すことを図るとともに、税源透明性を高めるために、一定規模以上の法人は支出証明書類合計表の作成が義務付けられました。

### 2. 改正内容

法人税法施行令第158条	
改正前	改正後
<input type="checkbox"/> 法人及び個人事業者に財貨・役務代金を支出する時、 <b>支出証明書類*</b> を受領し保管する必要がある。 *クレジットカード売上傳票、現金領収証、電子(税金)計算書  <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<input type="checkbox"/> (同左)  <input type="checkbox"/> 直前事業年度の収入金額が20億ウォン以上の法人は、 <b>支出証明書類合計表*</b> を作成及び保管(法人税法施行令第158条第6項)  *施行規則別紙第77号書式

### 3. 適用時期

同改正規定は、2017年1月1日以後に開始する事業年度分から適用します。

### 4. 書式及び作成方法

2017年1月1日以後に開始する事業年度から会社が作成して保管しなければならない支出証明書類合計表の様式と当該書式の作成方法は、次のとおりです。



## 作成方法

※ 各事業年度に「法人税法」第116条第2項による支出証明書類を受け取らなければならない取引を行った場合、必ず同書式を作成しなければなりません。

## 1. 当該事業年度の取得資産に対する支出証明書類の受取金額

- イ. 当該事業年度に取得した資産に対して、合計金額で作成します。
- ロ. 支出証明書類の受取金額(③~⑦欄)：当該事業年度に取得した資産に対して、クレジットカード売上傳票等、「法人税法」第116条第2項各号の支出証明書類の受取合計金額を記載します。ただし、個人クレジットカード(④)の場合、法人業務用で使用されたものであって、「法人税法」上、認められるものに限って記載します。

## 2. 標準損益計算書の勘定科目別の支出証明書類の受取金額

- イ. 当該事業年度に支出した費用に対して作成します。
- ロ. 勘定科目(⑨~⑪欄)：支出証明書類の受取対象取引が含まれた勘定科目に対して、標準損益計算書(別紙第3号の3書式)の勘定科目別のコード、勘定科目名、金額(損益計算書の金額)を記載します。
- ハ. 支出証明書類の受取金額(⑬~⑰欄)：勘定科目別にクレジットカード売上傳票等、「法人税法」第116条第2項各号の支出証明書類の受取金額を記載します。
- ニ. 標準損益計算書(一般法人用)の当期総原価(コード44)の場合、標準損益計算書付属明細書の勘定科目別に「3.標準損益計算書付属明細書の勘定科目別の支出証明書類の受取金額」に記載します。
- ホ. 勘定科目例示：当期仕入原価、賃借料、広告宣伝費、車両維持費、受注費、その他販管費等

## 3. 標準損益計算書付属明細書の勘定科目別の支出証明書類の受取金額

- イ. 当該事業年度に支出した費用に対して作成します。
- ロ. 区分((20)欄)：当該付属明細書によって、下記のコードを記載します。

区分	製造	工事	賃貸	分譲	運送	その他
コード	1	2	3	4	5	6

- ハ. 勘定科目((21)~(23)欄)：支出証明書類の受取対象取引が含まれた勘定科目に対して、「付属明細書[別紙第3号の3(3)書式]」の勘定科目別コード、勘定科目名、金額(付属明細書金額)を記載します。
- ニ. 支出証明書類の受取金額((25)~(29)欄)：勘定科目別にクレジットカード売上傳票等、「法人税法」第116条第2項各号の支出証明書類の受取金額を記載します。
- ホ. 勘定科目の例示：当期材料仕入高、電力費、ガス・水道・ガソリン代、運賃、修繕費、消耗品費、賃借料、通信費、車両維持費、外注加工費(外注費)、特許権使用料、梱包費、重機維持費、瑕疵補修費、支払手数料、役務費等